

平成30年度 第2回安城市自立支援協議会 議事録要旨

日時	平成30年10月25日(木) 午後1時～3時	
場所	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
出席者	委員	神谷明文委員、加藤研一委員、清水誠司委員、西堀哲夫委員、桜井茂文委員、橋本靖委員、神本正博委員、原恵美子委員、藪内敏彦委員、小川正人委員、旭多貴子委員
	事務局	福祉部長、福祉部次長、障害福祉課長、障害給付係長、障害福祉係担当、障害給付係担当、ふれあいサービスセンター(所長、係長、担当)
	同席者	作業部会(太田副会長、飯野副会長) 西三河南部西圏域地域アドバイザー(山北アドバイザー)
次第	1 あいさつ 2 議題 (1) 作業部会及び各担当者会における活動内容について(報告) ア 作業部会における活動内容について イ 各担当者会における活動内容について (2) 地域生活支援拠点等プロジェクトチームについて(報告) (3) 障害者差別解消法に係る市の取り組みについて(報告) (4) 当事者部会の設置について(協議) (5) その他 3 その他	

1 あいさつ

(神谷委員長)

ご挨拶を申し上げます、誠に今日はお忙しいところ、皆様にお集まりいただきましてありがとうございます。まずは10月7日に開催されました、社会福祉協議会の福祉まつりでございますが、この会議にお集まりの皆様はじめ、福祉に携わる多くの方にご協力いただきました。1週間前に台風がきて、市内の小中学校の運動会が一週間ずれこんで、少し人数的には少なかったと思いますが、それでも多くの方にきていただきまして、誠にありがとうございました。社会福祉協議会の会長として、この場をお借りいたしまして、お礼申し上げます。それから、今日のこの自立支援協議会でございますが、既にご承知のとおりでございますが、二つの法律、自立支援法と障害者の障害を理由とする差別の解消、差別解消法がありまして、この自立支援法と差別解消法を実現しようと、そのためにこの地域における障害者への支援体制の整備、障害を理由とする差別の解消の推進、そういうことの役割、その中核的な役割を行っています。実際は、担当者会とか作業部会の方がやったださるわけですが、それを取りまとめるものとして、この自立支援協議会というものがあるというわけでございます。今日はその取り組み状況とか中身についてご報告があると思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

(庶務)

それでは、議題に入らせていただきます。議事のとり回しにつきましては、安城自立支援協議会設置要綱第4条の規定により、神谷委員長にお願いをいたします。

## 2 議題

### (1) 作業部会及び各担当者会における活動内容について

《障害給付係長より説明》

(神谷委員長)

ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問やご意見等ございましたらお願いします。

それでは続きまして、「各担当者会における活動内容について」報告をお願いします。

《作業部会太田副会長より説明》

(神谷委員長)

ただいまの報告についてご質問やご意見等ございましたらお願いします。

(原委員)

ホーム担当者会と、就労担当者会の報告を入れていただいて、学校を通して、情報提供されているということで大変有意義な活動をなさっていると思うんですけども、ちょっと気になることがあります。ホーム担当者会の活動は、安城特別支援学校の生徒さんだけに限って情報提供されているのでしょうか。それと同じように、就労担当者会の、「進路について考える会」ですが、こちらは、安城市在住の児童生徒が在籍する特別支援学校及び安城市内特別支援学級に案内を配布し、と書いてあるんですけども、具体的にどちらの特別支援学校を予定されているのかお聞きしたいです。

(太田副会長)

まず、ホーム担当者会の部分なんですけど、安城特別支援学校のみと書かれているんですけど、支援学級も対象として行われたそうです。そして、就労担当者会が行う「進路について考える会」ですが、主に安城特別支援学級の中学生の方を対象とした、そういった会を予定しております。

(原委員)

安城市内に在住している特別支援学校と学級は当然ですけども、市外の特別支援学校在籍している児童生徒や、たとえば、岡崎養護学校ですとか、盲学校聾学校に在籍している児童生徒もいると思います。そちらの方への対応があるのでしょうか。

(太田副会長)

岡崎特別支援学校にも案内はさせていただいております。

(原委員)

できれば、質問じゃなくて要望になってしまいますが。地域から離れている子供たちと家族は、本当に地元の情報が無いということで、進路の決定に際して、情報不足にとっても悩んでおります。地域から出られてますので、安城では考えていないとか、障害の程度がとても軽いので一般就労でいきますよとか、いろんな方もあると思うんですけども、中には、安城で施設に入りたいと考えている児童生徒や家族もおりますので、そういった人たちにできるだけ情報提供お願いできないかっていうのは昔から常々思っております。ぜひそちらのほうをお願いしたいなというふうに思っております。

(太田副会長)

進路についてのことは、そういった形で情報提供させていただいておりますけど、安城特別支援学校はどちらかという体の動きの元気な方、岡崎の方はどちらかという体の動きが不自由な方という棲み分けがされておりますので、その辺を鑑みての情報発信になっております。他の市内にある事業所のことはもちろん、市外に通っている方々がまた地元で、社会につながっていけるような、そういった情報提供はしていきたいと思っております。関係する担当者会にも、今のご意見お伝えしたいと思います。

(原委員)

しつこくて申し訳ないですけど、うちの子供は25歳になっており、学齢期はどうに過ぎているのですけども、10歳のころには、予防接種の通知が学校を通じて送られていたので、安城特別支援学校と特別支援学級の場合は、受け取ってみえるんですが、聾学校や市外の学校に行っている子どもがいる家庭は、予防接種すら、情報が来ないということに非常にショックだったということがありました。小さなことですが、いろんなところで情報が届かないことで困ることが幾つか起きているのかなっていうことを心配するところがあります。

予防接種の通知については、その後、自宅に郵送になりましたので、皆さんにも行き届くようになったんじゃないかなと思いますが、インターネットだけではなかなか正確な情報というものが伝わりません。特にこういった生活介護事業所ですとかそういったところが実際どんなふうなんだろうって言ったような実情みたいなことは、なかなか伝わりませんので、そういった情報を本当に必要としている人に伝わるよう、考えていただけると誠にありがたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

(清水委員)

今のご意見のとおりで、実は特別支援学校、今年は例えば新入生20数人中の安城市在住は4人しかいません。ですから、安城市内の方も、岡崎に出られたり、いろんなところに行かれます。特に特別支援学校は県立ですから、市内の学校の先生たちと人事の動きが少し違うところもあります。私は13年間、特別支援学校の校医をやっておりますので、そのあたりでどう市内の方と、その県立の養護学校が、うまくいったりきたりするかってところもテーマではあるんですね。それから「あんステップ」へ月に2回出向してくださっている更生病院の先生と夜、話し合ったんですが、逆に「あんステップ」は、この

あたりの支援学校に通ってても、住所が安城市でないと利用できないルールなんです。やはりこういった機会をなるべく均等に与えていただけるという点では、学校単位の保護者会とかそういったものが1番やりやすいというのはよくわかります。ですが、今のご意見のとおりで、お住まいの方でも他地域に行ってるがために、そういったこの地域のサークルに入れられないという方が実はいる、「あんステップ」では、逆の問題も起こってるものですから、全部拾い上げるのなら住所で統一するなり、逆に「あんステップ」ももう少し、地域を広げても本当はいいのかなという話をしていました。実はそういった現状が医療者の間でも問題になっておりましてね。今のご質問、この地域から外へ出ていられる方たちにも、やはり均等に機会を与えられるというふうに医師会も考えております。よろしくお願いたします。以上です。

(西堀委員)

当事者の安城特別支援学校の西堀といいます。よろしくお願いたします。情報提供という形で、もう皆さんご存じかもしれませんが、視覚障害のあるお子さんについては、岡崎盲学校、聴覚障害のあるお子さんについては岡崎聾学校、肢体不自由のお子さんについては、岡崎特別支援学校。知的障害についてはちょっと面倒で、安城特別支援学校にももちろん来ているんですけども、障害が軽いお子さんについては、豊田高等特別支援とそれから、大府もちのき特別支援学校の桃花校舎、愛教大付属と4校に分かれる形になっております。以前は、中学校の特別支援学級を出て、そのまま、はるひ台にある職業訓練校に行っているお子さんもいました。よく、はるひ台の職業校に行くと地域から消えてしまって、その後の支援が難しいというような話もあつたんですが、実はちょっと改変があつて、はるひ台の職業訓練校がなくなりました。それ以外にも例えば、尾張一宮だとか、名古屋の方にも同じような職業訓練を専門とするような施設もございますし、岡崎の高等技術専門学校、あそこにもたしか10名ぐらいの定員だと思いますが知的障害の子がその後の就労を考えるというところもありますので、意外に安城市内のお子さんが県内に散らばっている状況、特に知的障害については、ちょっと丁寧に調査していただかないと漏れがある可能性があるかと思われると思います。

(神谷委員長)

ありがとうございます。ちょっと難しい問題ですけど。役所のほうから何かお答えありますか。

(福祉部長)

ご指摘いただきまして、市として市民サービスということで、基本的には市民の方には、同じような機会があつたほうがいいのかと思つてはおります。現状、様々な形で周知が行われているというご指摘がありました。全ての部署で統一的っていうのは難しいかもしれませんが、機会を捉えてご指摘のあつたように「安城市の子供が全て安城市の学校に行っているわけではない」ということを周知してまいります。すぐに改善というのは難しいですけど、また個別にそういったものがあるということがありましたら、お知らせいただければと思います。

(神谷委員長)

「あんステップ」は安城在住じゃないと利用できないというところですが、安城市の施設ということで、やむを得ないっていえばやむを得ないかもしれないが、何となく、安城の学校に来てる子はいいいじゃないかと思います。

(福祉部長)

基本的な発想としては安城市の施設だからということではあると思います。担当部署の方にはこういった話があったということで、周知したいと思います。

(神谷委員長)

本当に利用しやすい施設にしていきたいと思います。なかなかこれは、難しい問題ですけど、これは利用者の方から言うと、利用しやすいとこで利用できるということが、非常に便利だということです。ぜひ、難しい問題で申し訳ないですがよろしく願いします。ほかにご質問どうですか。

(加藤委員)

私は立場上、自立支援協議会と高齢者の地域ケア推進会議と両方に出ているんですが、先ほどの1ページの、送迎とか移動支援の内容、ここの送迎の内容を私が全部理解しているわけではありませんが、実は10月18日の地域ケア推進会議の時に、地区民協の方から、「先日の台風が伊勢湾台風並みということで大分騒がれたので、特にひとり暮らしの高齢者の方が、公民館等へ避難したいという申し出があったときに、誰が送迎するか」という話が現実にあったそうです。私のところではなかったんですけども、やっぱり地震にしる、台風にしる、災害が起これば、高齢者でも、障害者でも送迎の問題は必ず出てきます。私個人的には、自分の町内、福祉委員会の管轄の場所であれば、私ども、町内会あるいは福祉委員会という立場でやればよいと思っていますが、先ほどのように現実に起きてみると、誰がという問題がやはり出るそうですので、市として、送迎の問題について話し合う機会、誰がどうするかということを含めて話し合う機会を持っていただければ、皆さんが納得して、そういうときはこうしましょうという判断が、方向性が決まるのかなということを感じました。やはり皆さんが納得した上でないと、責任問題とかいろんなことまで考えると、ちょっと手が出せないという人がどうしても出てしまうものですから、あえてこの場で一言、気がついたことということで申し上げました。

(神谷委員長)

災害時の避難の、送迎の問題ということですね。その体制をいかに整えていくか、担当者会で議論ができるといいですね。

(作業部会太田副会長)

これは高齢者の方から進んでいることではあるんですが、災害時の各事業所に対しての送迎車両の出動をお願いできないかという依頼が、今年度ありまして、そこに対し、私も事業所をやっておりますので、手を上げさせていただきました。高齢者の方では一部進んでおります。また、なぜ今回のこういった社会地域包括ケアシステムもそうです

けど、人数の多い高齢者の方から始まり、そして医療に協力を求め、その次に、じわじわと障害サービスのほうへという流れがどこも主流になっています。恐らく今心配をしていただきました、その送迎に関する部分も高齢者の方からじわじわと広がっていくのではないかなという状況ではあります。

(福祉部次長)

今お話がありましたけれども、具体的に高齢者の方から話が進んでいるということはありませんが、協定を結んでいるのは、障害者も含めて行っております。ただ、現在行っているのは実際に大規模な地震だとか災害が発生した後が中心になります。要は、非常事態宣言が出ましたよと、じゃあ、どのように車両を確保するか、運転手を確保するかっていうのが問題になっていまして、今回のように本当に個別の地域において誰が災害時の移動支援を担うかというところまで落とし込めていないというのが実情です。今日の話聞いて、その点をもう少し深掘りしていく必要があると思っておりますので、また皆さんのご協力をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(神谷委員長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。私は、個人的に相談を受けたことがあるんですが、A型事業所、B型事業所を体験したい人がいまして、こういうときはどこへご相談をするように紹介したらいいですか。障害福祉課でしょうか。

(障害給付係担当)

今、委員長の言われた、就労A型事業所、B型事業所をお使いになりたいということに関しましては、まず、障害福祉課にご相談に来ていただくようお願いください。

(神谷委員長)

ほかにご質問よろしいですか。では、地域生活支援拠点等プロジェクトチームについてということでご報告をお願いします。

## (2) 地域生活支援拠点等プロジェクトチームについて (報告)

《障害給付係担当より説明》

(神谷委員長)

宿泊についてですが、障害の程度などに条件があるんですか。

(障害給付係担当)

障害の程度に具体的な条件というのは設けておりませんが、やはり一人暮らしの体験ということでございますので、本当に大丈夫かどうかというのは、いろんな事業者の協力をいただきながら判断をしていくというのが実際になるかと思えます。

(神谷委員長)

他にご質問ご意見がございましたらどうぞ。費用というのはどこかで公開されるのですか、どのくらいお金がかかるのかとか。

(障害給付係担当)

お一人お一人に幾らかかったというのは現状ではご報告の予定がなかったもので、年間で何人実績があつて、掛ける 5000 円という形でご推測いただく形になると思います。利用者にご負担いただくのは、食費と 1 回あたり数百円程度のリネン代であり、具体的な金額で言いますと、食事をどのようにとられるかで多分大きく変わっていると思いますので、500 円から 1500 円程度になると思います。実際に調理をされるとなると食材調達で大きくお金かかると思われますし、コンビニエンスストアのお弁当で済ませれば 500 円 600 円という形で済みます。

(飯島委員)

場所はバストマトズの職員寮の一室ということなんですけども、例えば、夜、ご本人さんがちょっと不安定になったとか、そういう時というのはその事業所の方のサポートを受けられとかなんかそういう感じなんですかね。

(障害給付係担当)

当然、全てお願いしますというのも、なかなかバストマトズの職員の方に負担が大きくなりますので難しい話かと思しますので、今後そのあたりをつめていく必要があると考えています。現状では、バストマトズさんの職員の方と、コーディネーターや、計画相談支援事業所と、一部、市も中心的な役割を担いながら、不測の事態に対応していく形になってくるかというふうに考えております。

(神谷委員長)

はい、ありがとうございました。では、障害者差別解消法に係る市の取り組みについてお願いします。

(3) 障害者差別解消法に係る市の取り組みについて

《障害福祉係担当より説明》

(神谷委員長)

はい、ありがとうございました。こういう研修の頻度は年 1 回という感じですか。

(障害福祉係担当)

はい、12 月の研修は、新任職員向けですが、人事の方が全職員を対象する研修でこういうテーマでやらないかとかそういうふうに呼んでいただいている、ということもありますので、今回については 1 年に 1 回研修のとしてやらせていただきます。

(神谷委員長)

神本さんがせっかくいらっしゃるから民生委員の研修はどうか、年1回ぐらいでいいですか？あるいは2年に1回ぐらいでもいいですか？

(神本委員)

民生委員ですと年間を通しての学習会ということで計画を立ててそれに基づいてやっているものですから、大体年に1回です。なかなか浸透しないものですから、同じことを毎年やるような内容でやっています。

(神谷委員長)

他に、ご質問とかご意見とかよろしですか。それでは、当事者部会の設置について、ご説明をお願いします。

(4) 当事者部会の設置について

《作業部会飯野副会長より説明》

(神谷委員長)

本当にいい試みだと思うんですが、反面、非常にご懸念もございましょう。いかにサポートをしていくかっていうところが、これからの課題でしょう。当事者の方に、率直な意見を伺う場がなかったですから、いい試みだと思います。ご意見が言えるように、サポートしなくちゃいけないなど。何か皆様のほうでアイデアとかご意見ございましたら伺いたい。

(小川委員)

自立支援協議会では、委員、当事者として、出席させていただいているんですが、もともとは作業部会のほうの会長をやらせていただいて、ここではちょっと立場が違っているので副会長にサポートしてもらい、進めています。当事者部会については、2年以上前からいろいろ調べて進めてきています。前回の自立支援協議会のときにも、一度お話をさせていただきましたが、基本的な部分が決まったんですが、ちょっとまだ細かいところが決まっていない部分があります。例えば、面接の方法とか、どういうふうにサポートしていこうかということであったりとか、決めなきゃいけない事がこの後2カ月ぐらいの間に、いろいろあるかなという感じで進めてはいますが、来年の4月の開始に向けて、何とか間に合っていっていいかなということを進めています。もし、何かご意見等があれば、言っていただいて参考にできたらなというふうに思いますので、何でも言っていただけたらと思います。

(神谷委員長)

ありがとうございます。月1回開催でよかったですかね。ご意見、ご質問とかいいですか。

(原委員)



知的障害者のことについてお聞きしたいのですが、広報を見て、立候補する、それから応募の呼びかけで立候補するといったような形で出てこられる知的障害のある方ってということで考えますと、ある程度お話しをしっかりできる方っていう形になると思います。しかし、知的に重い方たちのことについて、知的に重い方はなかなか自分ではこういった会議に出てきて、こうなんですよって言ったような状況とかざっくばらんに話すといったようなことはちょっと難しい面があると思います。そういった方の意見とか状況と課題についてはどのように情報収集とかされる予定でしょうか。

(飯野副会長)

まずは当事者団体とか、事業者さんに呼びかけて推薦をいただくっていうことを考えております。ただ、今、言われたとおり、障害のとても重い自分の思いを、意見を表出できるのはとても困難な方については、やはりそれは、自立支援協議会の担当者会の中で、通所担当者会だとか、ホーム担当者会だとか、児童担当者会だとか、相談支援担当者会の中で吸い上げたり、例えば、安城市手をつなぐ親の会を通じて、ニーズを把握したりとか、安城市さんと関係団体でずっと実施されている関係団体懇話会などで意見の集約をしたりということかなというふうに考えます。

(神谷委員長)

来年の4月に向けて作業していただくということでよろしくお願ひいたします。はい、では次に、議題5のその他ということでございますが、何か皆さんのほうからご質問とか役所のほうから連絡があればということでございます。

(5) その他

《障害給付係長より安城市肢体不自由児童・生徒介護職員派遣事業実施要綱の廃止について報告》

(神谷委員長)

医療的ケアっていうのは少しイメージがわからないけど、具体的な中身はどういったことになるのですか。

(障害給付係長)

安城市教育委員会の実施要綱第2条において医療的ケアの内容として「看護師が児童生徒に実施する行為であって次に掲げるものとする」ということで1から4が載っております。また、今こちらの実施要綱につきましては、来年度に向けて使いやすいように、改正するという話も聞いておりますが、今の状況ではこのような形にはなっております。またそちらの方の要綱が変わり次第、確認が取れるかと思っておりますのでよろしくお願ひします。

(神谷委員長)

まだちょっと、改変の途中だということですね。

(西堀委員)

参考までにということで、安城肢体不自由児童生徒介護員派遣事業実施要綱のほうに愛知県の要綱、これができたのが、結構、昔、まだ養護学校という名前が載ってるんですけども、特別支援学校のうち県立の養護学校というふうに対象になっていて、安城市立小中学校における医療的ケア実施要綱については小・中学校ということで、先ほどのご説明があったとおり、県立の特別支援学校の教員で対応しているというような話だったんですけど、実は肢体不自由の特別支援学校では、学校で対応しており、県の予算で、看護師の方に来ていただいて対応しています。しかし、知的障害の学校、安城特別支援学校だとか、それから安城市内ではないんですけども、聾学校、盲学校のようなところに、まれに医療的ケアが必要なお子さんが入ってくることがあります。その場合、一応県のほうから必要に応じて、看護師を派遣というようなことではあるんですけども、予算も限られているということと、人数が多くないものですので、例えば毎日1時間だとか2時間だとかっていう派遣の仕方になり、なかなか1日2時間働いていただける看護師の方というのは、確保が難しい状況であります。廃止にされるというような肢体不自由児童生徒介護員派遣事業をみて、我々としては大変ありがたい事業があるんだな、県だけではなくて、安城市のお子さんについてはこういうものを使えるんだなというふうに思っておまして、廃止になるというようなことで流れが進んでるので、ここでどうこうというわけではないですが、一応そういう実態もありますのでまた何かの折に、肢体不自由の特別支援学校以外は、こういう制度が、場合によっては重宝になるかもしれないということでお知りおきいただければと思います。よろしく願いいたします。

(神谷委員長)

予算の問題ね、人の問題ね、確かにありますね。中身で何か今のご指摘に沿うようなこと、わかっていることありますか。

(障害給付係長)

今のところないですが、安城市の要綱としては肢体不自由児ということで、やれておることなので、それについては廃止をさせていただきますが、今、言われた、それ以外の方については、今、ゼロの状態ですので、それについては、まだどうするか考えられてない状況です。

(神谷委員長)

わかりました。ただこれがね、できるとあれですね、広く網かけるから、そういうことも出てくるだろうと思いますよ。順次対応していただくということでしょう。はい、ありがとうございます。それでは、特にご指摘等なければ、山北アドバイザーから、コメントいただきたい。

《西三河南部西圏地域アドバイザー山北様》

私も安城市の自立支援協議会の各担当者会等にかかわらせていただいている身でございますので高い位置からの話は全くできないところではありますが、立場上、碧海6市

の全ての自立支援協議会に参画させていただいてるところでもありますので、そういったところの比較の中からのお話をさせていただければと思っております。

まず、私自身も出させていただいているので強く感じておりますが、安城市は、大変活発で自立支援協議会を運営をされておまして、こんなに毎月、いろいろな担当者会が同時進行で多岐にわたる議題について検討されているのは他ではない、本当に活発な素晴らしい自立支援協議会なんだなというふうに感じております。また、先進的な取り組みとしてこれも県内でもあまり取り組みは聞かない当事者部会の設置に向けての動きですとか、まだ県内では15カ所しかない地域生活支援拠点を整備されているということと、とても活発に動かれているところを感じております。

しかし、すごいすごいと言うばかりではよろしくないのです、こういう取り組みを入れていかれるといいですよというところもお伝えさせていただきます。他市の協議会で取り組んでいることで感じるころですが、安城市の第5期障害者福祉計画の重点項目の中に、地域移行の話を載せられていたと思います。その中では、精神科病院からの地域移行だけではなく知的障害者の方が入られてる入所施設からの地域移行を進めていくというような記述も出ておまして、こちらについての取り組みが、今日の報告の中にはないところもあります。どこかでまたご検討いただければと思います。ちなみに今、愛知県では、入所施設利用者全員と入所施設職員に向けてアンケート行っておりまして、入所施設利用者の方で、ここを出て地域で暮らしたいですか、というご質問と、入所施設の職員さんで、この方は地域でも条件が揃えばやっつけいけるんじゃないかっていう人を挙げて下さいというアンケートをしています。今上がってきている人数が県内で100人前後くらいいらっしゃるというところですので、今後、その方たちに個人情報の同意をとった上でですね、多分市町村にそういった情報がおりてくると思いますので、まずはそういった本人さんも地域移行したいし、施設職員も条件さえ整えば地域移行できるんじゃないかっていう方から、そういった取り組みをしていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

次に、今、省庁の方では大問題になってる雇用率の問題でございますが、本当に素晴らしいことに安城市さんにはそういうことはなかったということで聞いておまして、よかったなという風に思いますが、ただ、こちらですね、他市さんの取り組みですばらしいなというふうを感じるのが、地元企業の人事の担当の方たちに向けて、障害者雇用について知っていただく機会ですとか、先進的に障害者雇用されている事業所に企業の方と障害福祉のサポートをしている方で一緒に見学に行くみたいなツアーを組んだりとか、そんなことをされていたりもします。雇用率を伸ばすのが目当ではなく本当に本人に合った働き方ができる環境を作っていくってことだとすると、今、就労担当者会の中でいろいろ取り組まれておるとは思いますけど、この就職に向けてっていうところが、今報告の中ではなかったかなというふうに思いますので、そういったところもご検討いただければなというふうに思いました。

また、会長からもお話がありましたように災害の話ですが、こちらは他市では災害の部会や権利擁護部会なんかを作られていて、実際に障害種別で、例えば身体障害の方たち、例えば知的障害の方たちで避難訓練を一齐に行うみたいなことをされています。その中で実際に福祉避難所を使ってみての使いやすさ、使いにくさみたいなところ等のアセスメントも行われています。今回大きな台風も来ましたので、そういった事前の準備

というところがとても大事だなというふうに思うとすると、それを協議する機会がどこかで確保できるといいのかなというふうに感じました。最後に、医療的ケアのお話でございますが、こちらも今、愛知県の単位や圏域の単位、この碧海6市という圏域の単位で、医療的ケア児者についての支援の協議の場を考えておるところでございますが、こちらはぜひ市町村の単位でも協議をする、検討する、安城市内に医療的ケアが必要な人たちが何人いて、どういった支援を必要としているのかというのを、まずは情報共有する場というのが設けていただけるとすばらしいなというふうに思っております。という要望に近い話になっていましたが、以上が私からの意見です。

(神谷委員長)

大変参考になる意見をありがとうございました。では以上をもちまして、議題は終了させていただきますということにいたします。議事の進行に協力いただき、ありがとうございました。

### 3 その他

(事務局)

続きまして、3のその他というところでございますが、次回の会議のご案内です。次回の会議につきましては、平成31年3月20日の水曜日、午後2時から午後3時30分まで予定しております。場所は安城市役所本庁舎3階大会議室での開催を予定しております。皆様のご予定をお願いいたします。

これをもちまして、会を閉じさせていただきます。本日は長時間にわたりありがとうございました。